

令和2年第12回教育委員会会議

1 日 時

令和2年8月26日（水）

開会 15時00分

閉会 16時20分

2 場 所

県庁行政庁舎 11階 1109会議室

3 出席者

徳田博教育長、金田清委員、眞鍋知子委員、西川恒明委員、新家久司委員、
浅蔵一華委員

4 説明のため出席した職員

新屋長二郎教育参事、飯田重則教育次長、杉中達夫教育次長、塩田憲司教育次長、
岡崎裕介教育次長兼庶務課長、江尻祐子教育次長兼学校指導課長、
中村義治教職員課長、清水茂生涯学習課長、山下幸則文化財課長、
村戸徹保健体育課長

5 議案件名及び採決の結果

議案第22号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価
について（原案可決）

議案第23号 令和2年第4回石川県議会定例会提出予定案件について（原案可決）

議案第24号 石川県社会教育委員の委嘱（任命）について（原案可決）

議案第25号 令和3～6年度使用石川県立中学校教科書の採択について（原案可
決）

議案第26号 令和3～6年度使用石川県立特別支援学校中学部教科書の採択につ
いて（原案可決）

6 報告案件

第1号 教育委員会における障害者雇用について

第2号 教職員勤務時間調査の集計結果（令和2年4月～6月）について

7 審議の概要

・開会宣告

徳田教育長が開会を告げる。

・会議の公開・非公開の決定

議案第23号及は議会の提出予定案件のため、議案第24号は人事に関する案
件のため、議案第25号及び26号は教科書採択に関する案件のため、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき非公開とすることを、
全会一致で決定。

・質疑要旨

以下のとおり。

議案第 22 号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について（岡崎教育次長兼庶務課長説明）

本議案につきましては、地方教育行政の組織および運営に関する法律第 26 条におきまして、教育委員会は所管する事務の管理および執行状況について、点検および評価を行い、公表することとされており、その内容についてお諮りするものであります。

なお、この報告書の作成に当たりましては、教育委員の皆さまの他、金沢大学の浅野名誉教授、金沢美術工芸大学の桑村教授のお二方からも点検評価に対するご意見を頂き、報告書の方に反映をさせているところであります。

それでは、その内容につきまして、報告書（案）をご覧いただきたいと思えます。

まず 1 ページをご覧いただきたいと思えます。まず一つ目の柱は、「いしかわに誇りと愛着を持ち、世界と地域に貢献する人材の育成」であります。

「ふるさと学習の充実」につきましては、ふるさとへの誇りと愛着を深めるため、石川の歴史や伝統文化などをテーマとして実施する「ふるさとモット学び塾」について、「ふるさとふれあい講座」の会場を加賀、能登にも拡大して実施した他、小・中学生を対象に、金沢城等の郷土を代表するテーマを深く掘り下げて学ぶ「子どもふるさと博士講座」を新たに開講するなど、講座の充実を図ったことを記載しております。

次に、5 ページをご覧ください。「小・中・高等学校を通じた英語教育の充実」につきましては、小・中学校では県内 6 地域の拠点校において、新学習指導要領の内容に先行的に取り組んだほか、新たに、金沢大学と連携し、大学教授が実際の授業を見て、指導法や評価法の改善に向けた指導・助言を行うとともに、教員を対象とした英語フォーラムを開催し、また、高等学校においても、「話すこと」の指導法および評価法についての実践研究を進めるなど、教員の指導力向上を図ったこと、今後は、金沢大学との連携をさらに拡充して、英語教育の更なる充実を図ることを記載しております。

7 ページをご覧ください。2 番目の柱は、「学力を高め、社会の変化に対応できる資質・能力の育成」であります。こちらにつきましては、もう 1 枚おめくりいただき、9 ページをご覧ください。「高等学校における探究型学習の推進」につきましては、高等学校の新学習指導要領において、「総合的な探究の時間」の実施が盛り込まれたことを踏まえ、金沢大学と連携して「探究型学習推進チーム」を設け、指導法や評価法の改善について研究するとともに、全日制普通科 20 校に大学教授等を探究アドバイザーとして派遣し、指導・助言を行うなど、学校における探究型学習の確立・定着を図ったことを記載しております。

次に、14 ページをご覧ください。「高等学校における発達障害支援の充実」につきましては、発達障害アドバイザーや発達障害キャリアアドバイザーが高等学校を巡回し、生徒に対する具体的支援策を提案することで、個別の生徒に応じた支援や指導方法の改善を図るとともに、金沢中央高校に加え、新たに、小松北高校と羽松高校に通級指導教室を開設し、発達障害のある生徒に対し、人間関係をうまく築いたり、他人とのコミュニケーションを円滑に行ったりするための方法について個別指導を行ったことを記載しております。

次に、一つ飛びまして、「児童・生徒に対する医療的ケアの充実」につきましては、近年、特別支援学校において、吸痰や経管栄養などの医療的ケアを必要とする児童・

生徒が増加していることから、医療的ケアに対応できる看護師を増員するとともに、指導医が学校を巡回し、学校看護師に指導・助言を行うなど、児童・生徒への医療的ケアの充実を図ったことを記載しております。

16 ページをご覧ください。3 番目の柱は、「豊かな心と健やかな体を備えたタフな人づくり」であります。こちらにつきましては、もう 1 枚おめくりいただき、18 ページをご覧ください。「学校におけるカウンセリングの強化」につきましては、不登校やいじめ等の問題の対応に当たるスクールカウンセラーについて、小学校の配置校を拡充し、小学校全体に配置することで、児童へのカウンセリングや保護者への助言など、学校における教育相談体制の充実を図ったことを記載しております。

23 ページをご覧ください。4 番目の柱は、「信頼される質の高い学校づくり」であります。「キャリアステージに応じた教員研修の実施」につきましては、校内研修と集合型研修を体系的に連動させた「若手教員早期育成プログラム」について、平成 29・30 年度の 2 年間のモデル校における実践研究の成果を踏まえ、すべての公立学校で実施したことを記載しております。

続いて、24 ページ下段の「教職員の多忙化改善に向けた取組」につきましては、取組 2 年目となる令和元年度も、引き続き、モデル校において、教員の意識改革や業務の見直しなどに率先垂範して取り組み、効果のあった取組について、他校への普及を図るとともに、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフの配置をさらに拡充するなど、学校現場の取組に対する支援を拡充したことを記載しております。

次に、26 ページをご覧ください。「県立学校の施設設備の整備」につきましては、校舎の老朽化対策として、外壁や屋上の全面改修などの大規模改修を実施するとともに、熱中症の防止と快適な学習環境の確保を図るため、金沢錦丘中学校および特別支援学校の全ての教室に冷房設備を整備したほか、高等学校については、令和 2 年夏までに全ての普通教室で冷房設備が稼働できるよう整備を進めたことを記載しております。

次に、29 ページをご覧ください。5 番目の柱は、「学校、家庭、地域が連携・協力した、社会全体による教育力の向上」であります。「家庭教育の充実」につきましては、県内全ての公立小・中学校において、入学前の保護者を対象に、「親学び講座『肝心かなめの 1 年生塾』」を開催したほか、企業に出向いて、働く保護者やこれから親となる社員を対象に家庭教育講座を開催するなど、家庭の教育力の向上を支援したことを記載しております。

31 ページをご覧ください。6 番目の柱は、「生涯にわたり学び続ける環境づくり」であります。「県民大学校の充実」につきましては、多様化する県民の学習ニーズに応えるため、1,232 の講座を開設し、開講以来の修了生は、延べ 1 万 9,201 名に達したこと、また子育て世代を対象とした、「ファミリー・カレッジ in 本多の森」を開催するなど、若い世代の学習機会の充実と生涯学習の振興を図ったことを記載しております。

次に、32 ページをご覧ください。7 番目の柱は、「文化財の保存・活用」であります。「金沢城の調査研究」につきましては、文献・絵図、建造物、埋蔵文化財などについて総合的な調査研究を行ったほか、金沢城シンポジウムの開催などにより、金沢城・兼六園の魅力発信に努めたことを記載しております。

次に、36 ページをご覧ください。8 番目の柱は、「ライフステージに応じたスポーツ活動の充実」であります。「オリンピック・パラリンピック教育の推進」につきましては、オリンピック・パラリンピアンによる講演会や運動部活動の指導など、オリンピック・パラリンピアンと子どもたちの交流を図った他、オリンピックの精神、パラリンピックの意義などについて学ぶ取組を実施したことを記載しております。

次に、39 ページをご覧ください。「教育委員会会議及び教育委員の主な活動」でございます。「1 教育委員会会議」につきましては、令和元年度は 14 回開催し、議案 34 件、報告事項 31 件について、教育委員の皆さまに、精力的にご審議、またご意見を頂いたところでございます。

「2 教育委員の主な活動」につきましては、委員の皆さまには、大変お忙しい中、県内公立学校に出向いていただき、学校現場の視察や、学校長や教員、市町の教育委員との意見交換など、年間を通して積極的に活動いただきました。その一覧でございます。

40 ページからは、審議された議案や報告事項について、最後の 42 ページにつきましては、教育委員会の当初予算の概要を記載しております。

【質疑】

(西川委員)

こうしてほしいということではないのですが、14 ページの小・中学校における通級指導の充実に関して、49 校から 57 校に、教室数でいくと 74 から 84、そして今年度は 101 教室に拡大するというふうになっております。ぜひ可能な限り増やしていただけたらありがたいなと思っております。

特に小学校、中学校もそうですけれども、いわゆる発達障害ではないかと思われる子どもさんがかなりの数いる。そして学校長から話を伺うと、授業中座ってられない子どもや、それから机の下に潜り込んでしまう子ども、そういう児童が以前に比べると多くなっているのではないかと。これはもう去年、今年だけの話ではなく、それには支援員など、さまざまな手当ではしていただいているのですが、それでも間に合わない、子どもの数が多すぎて対応しきれないというのが現状ではないかなという気がします。

そこで、こういった通級指導教室や、それから支援員、サポーター、こういった対応をぜひできる限り増やしていただければありがたいなと。今すぐこうしてほしいということではありませんけれども、そういった思いがしております。

(杉中教育次長)

小・中学校の通級指導教室については、西川委員からお話がありましたように、大変、現場からの需要があると我々も捉えておまして、年々、学校数、それから教室数を増やしてきたところです。当然、合わせて、それを指導する教員の資質、能力を高めていくことも同時に必要だと思っており、研修等もまた充実させてきているところでもあります。

また、加えまして、発達障害のいろいろなお話がありましたけれども、その地域の特別支援学校の先生方の巡回相談などを活用しながら、小・中学校においても指導の

充実を図ってきているところであります。今、委員からお話がありましたように、こういった点について、きちんと今後も見ていきたいと思えます。

(徳田教育長)
採決を行う。

(各委員)
異議なし。

「1.障害者雇用率」につきましては、表の右側に記載のとおり、本年6月1日現在、昨年比0.41ポイント増の1.94%、障害者数は、昨年の106名から30名増の136名となりました。136名のうち教員が13名増の78名、事務職員等の教員以外が17名増の58名となっております。

増減理由を括弧内に記載しておりますが、教員につきましては、採用が9名、新たに手帳を取得した者が10名、手帳返納と退職がそれぞれ3名となっております。また、教員以外では、正規事務職員の採用が2名、会計年度任用職員の採用が23名、新たに手帳を取得した者が1名、退職が9名となっております。

その結果、法定雇用率には未だ32名不足しているという状況でありますことから、「2.今後の対応」といたしましては、「(1) 教員」につきましては、令和3年度の採用に向けた選考試験において、昨年度に引き続き、「障害のある受験者を対象とした選考」区分を設け、今年度は3名が受験したところであります。「(2) 教員以外」の①正規事務職員につきましても、令和3年度の採用に向けて、引き続き、行政職と小中学校事務職員の別枠採用試験を実施することとし、8月3日から募集を開始しているところであります。

また、②に記載のとおり、県立学校における事務補助等の会計年度任用職員についても、引き続き、別枠採用を実施することとしているほか、③に記載のとおり、今年度から、特別支援学校の卒業生で、一般就労を目指したものの就労先が決まらない者や、職場に定着できず離職した者を、県立学校の事務補助業務等を行う職員としてトライアル雇用することで、一般就労に必要な知識・技能の向上を図り、民間企業への一般就労の実現につなげる取組を開始しており、現在、1名を雇用している状況です。

このように、法定雇用率の達成に向け、さまざまな取組を実施しているところではあります。教員が9割を占める教育委員会においては、教員免許状の保持に加え、一定の能力・資質が必要な教員の採用試験における障害者の受験者・合格者は全国的にも少なく、先般実施した教員採用試験においても、採用予定者が5名のところ、受験者が3名にとどまるなど、障害のある教員の採用を直ちに増やすことは、大変困難な状況であり、教員だけの障害者雇用率を見ると、1.25%にとどまっているというのが現状であります。

こうしたことから、教育委員会として、障害者雇用率を直ちに大幅に増加させることはなかなか困難であると考えておりますが、教員の採用はもとより、正規事務職員や会計年度任用職員など、教員以外の採用の両方の取組を地道に進めることで、できるだけ早い法定雇用率の達成を目指していきたいと考えております。

【質疑】

（西川委員）

県庁のエレベーターに乗っていたところ、大変暑く、マスクもしていません。女性と一緒にいたので、「暑いね」と言ったのですが、返事がないのです。見たら「私は耳が不自由です」というマークを付けていました。そこで私はこのマスクを指さして

「暑いね」とこうやったら分かってくれたのです。そのときのその彼女の笑顔が本当に素敵だなと思ったのです。

何が言いたいかというと、法定雇用率を満たす、数を満たすのはもちろんだけれども、働いてもらったときに働きやすい職場は、その職場にいる人たちが作り上げていかないと難しいと思います。働き始めたはいいが、面白くなく、コミュニケーションできずに辞めたというのでは、あまりにも残念な思いがしますので、働きやすい環境をつくるということも、またご留意いただければなと思って話をさせていただきました。

(徳田教育長)

ありがとうございました。大変大事なことだと思います。今年6月1日現在の全国の状況はまだ分かっていないのですけれど、2年前に、この問題が全国で取り上げられて、全国的にこのような状況で、教員だけではなかなか人数が確保できないので、教員以外の事務職員も含めて、説明があったような幾つかの切り口でやってきているところで、法定雇用率にはまだ届かないのですけれども、地道に取組を進め、早期に法定雇用率を達成できるように行っていきたいと思っております。

報告第2号 教職員勤務時間調査の集計結果（令和2年4月～6月）について（中村教職員課長説明）

平成29年8月に教職員多忙化改善推進協議会を立ち上げ、多忙化改善に向けた具体の取組を進めてきたところでございます。

取組3年目となる今年度4月～6月分の結果がまとまりましたので、ご報告いたします。

「1 令和2年4月～6月の集計」をご覧ください。(1) 調査の概要についてですが、アの調査期間、イの調査対象は、記載のとおりでございます。

(2) 集計結果をご覧ください。今年度の4月～6月は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、4月途中から5月末まで臨時休校措置をとった特殊な期間であり、前年度と比べて数値が大きく減少しております。

時間外勤務時間の1か月あたりの平均につきましては、小学校が33.9時間であり、前年度の56時間と比べて22.1時間、率にして39.5%の減、中学校が34.6時間であり、前年度の79時間と比べ44.4時間、率にして56.2%の減、全日制高等学校が21.3時間であり、前年度の52.9時間と比べて31.6時間、率にして59.7%の減、定時制・通信制高等学校が6.3時間であり、前年度の10.5時間と比べて4.2時間、率にして40%の減、特別支援学校が17.7時間であり、前年度の31.2時間と比べて13.5時間、率にして43.3%の減となっております。小学校に比べて中学校、全日制高等学校の時間外勤務時間が大きく減少した原因につきましては、臨時休校により部活動指導の時間が大きく減少したためであると考えております。

2ページの「2 校種別年度比較」ですが、これは4年間の比較ができるように、データを棒グラフで表したものです。

まず、(1)をご覧ください。時間外勤務時間の校種別月平均につきましては、平成29年度から令和2年度まで、小学校が、順に1.8時間、1.6時間、今年度が22.1時間の減となっております。同様に中学校が、順に6時間、2時間、今年度が44.4時間の減、全日制高等学校が、順に4.9時間、1.3時間、今年度が31.6時間の減でございます。いずれの校種においても、今年度は大きく減少しており、中学校、全日制高等学校の時間外勤務時間が半分以下になっていることがお分かりいただけると思います。

下の(2)をご覧ください。校種ごとに、時間外勤務時間の人数分布を、45時間まで、45～60時間、60～80時間、80～100時間、100時間超の五つの区分に分けて、その割合を表したグラフとなっております。

時間外勤務時間が月80時間を超える教職員の割合は、丸で囲んであります（グラフの右側から）二つの区分の割合を加えた値となります。その値を下の枠内に記載してありますのでそちらをご覧ください。平成29年度から順に、小学校は、21.2%から17.7%、13.1%、4.1%と推移しております。中学校も、54.1%から48.8%、46.7%、7.9%。全日制高等学校も、25.8%から16%、13.9%、0.2%であり、いずれの校種においても、今年度大きく減少しております。

次に、3ページをご覧ください。「3 月別推移」の「(1) 時間外勤務時間の平均」ですが、下のグラフは、校種別に時間外勤務時間の平均の月別の推移を令和元年度、令和2年度について表しております。通常であれば、小学校、中学校、全日制高等学校

いずれも、4月～6月に前半のピークがあり、8月に大きく減少し、9～11月に二つ目のピークがあります。

なお、今年度は、先ほど申し上げましたように、4月途中から5月末まで臨時休校でございましたので、前年度より大きく減少していますが、学校が再開した6月は前年度に近い値となっております。

おめくりいただき、「(2) 時間外勤務時間が月 80 時間を超える教職員の割合」ですが、下のグラフは月別の推移を表しています。こちらについても(1)と同様に前年度より大きく減少しており、中学校、全日制高等学校は、学校が再開した6月も部活動の指導時間が大きく減少したことにより、前年度の半分程度となっております。

次に、5ページをご覧ください。「(4) 主な項目別集計」です。6ページ以降に記載しておりますけれども、項目別集計の詳細から、特徴的な三つの事項について、抜粋して載せております。

まず、「(1) 副校長・教頭、主幹教諭の時間外勤務時間の月平均」をご覧ください。校種別に前年度からの減少率を表で示してあります。小学校では、職員全体の39.9%の減に対して、教頭が28.1%の減、主幹教諭が32.1%の減にとどまっています。中学校では、職員全体の58.3%の減に対して、教頭が34.9%の減、主幹教諭が51.6%の減です。全日制高等学校では、職員全体の59.7%の減に対して、副校長・教頭が19.9%の減、主幹教諭が37.1%の減でございます。

他の職種と比べて、いずれの校種も管理職の時間外勤務時間の減少率が低くなっております。これは新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応および学校再開後の行事の見直しや授業計画作成について、教頭、主幹教諭が中心となって行っていたことによるものと考えております。

次に、「(2) 30歳以下教職員の時間外勤務時間の月平均」をご覧ください。(1)同様、前年度からの減少率を表で示してありますが、年代別で分析したところ、年代が低いほど時間外勤務時間の減少率が高い傾向が見られました。小学校では、職員全体の39.9%の減に対して30歳以下の職員は41.9%の減、中学校では、同様に、職員全体が58.3%の減に対して63.8%の減、高等学校(全日制)につきましても、職員全体が59.7%の減に対して30歳以下は64.4%の減でございます。いずれの校種においても、職員全体と比べて減少幅は大きくなっております。特に、小学校よりも部活動がある中学校・高等学校の方が減少幅は大きくなっております。

次に、「(3) 運動部活動顧問の時間外勤務時間の月平均」をご覧ください。これにつきましては、時間外勤務時間全体に占める部活動の割合を表で表してあります。前年度と比べて、中学校では、41.1%から23.7%と17.4ポイントの減、全日制高等学校では、59.5%から34.6%と24.9ポイントの減であり、いずれの校種も大きく減少しております。

6ページ以降には4月～6月の項目別集計の詳細を載せております。集計結果を過年度と比較することは必ずしも有効ではありませんが、参考として後ほどご覧いただきたいと思っております。

今回は調査期間中に休校期間がありましたので、時間外勤務時間が大きく減少することは予想していたところでございます。6月に学校が再開し、教員には通常業務に加えて、感染防止対策など例年にはない業務が加わっております。さらに、休校によ

る学習の遅れを取り戻すために、夏休み期間中も授業を行っており、教員の負担増を懸念しております。

このような状況の中、教員の負担軽減に向けた対策として、消毒作業やプリントの印刷など事務の一部を代行する「スクール・サポート・スタッフ」を当初の配置数から増員し、大半の公立小・中・高校に順次配置したところでございます。コロナウイルスの影響は先が読めないところがございますけれども、我々としましては、今後とも多忙化改善の取組を地道に進めてまいりたいと考えております。

(徳田教育長)

前年度とは比較しがたいのですが、こういった数字になっております。ただ、6月は学校が再開しましたけれども、まだ部活動が本格化してないこともあって、6月単月を見ても、前年よりも少し下回っているところです。7月、8月は、これからデータが出てきますけれども、例年とは全く逆の数字が出てくるのではないかと思いますので、年間通してどうなるかというのは、何とも言いがたいですが、スクール・サポート・スタッフを増員いたしまして、少しでも、教員の負担軽減を図っているところです。

【質疑】

(新家委員)

直接この話題には関係がないですが、先日テレビを見ていると、東京都の教育委員会では、タブレットを用いて教育委員会会議をやっていました。小学校、中学校ではタブレットを全員配布ですよ。

そうすると、どういう教え方をするのか、いろいろ考えなきゃ駄目なのかなと。それが、必ずしも、教職員の残業の削減や働き方改革に結びつくかどうか、ひよっとしたらもっと時間が多くなるかもしれませんけれども、そういったプロジェクトのようなものをスタートさせるべきではないのかと思います。

その割には、先ほど、4月、6月の残業の教材研究の時間が減っているの、教材研究についても、もっと考えるべきではないのかなと思います。申し訳ないですが、感想です。

(中村教職員課長)

タブレットを使うような、ICTを用いた授業を大きく転換するには、教員の研修など、そういった新しいことを学ぶための負担が増えるのではないのかという懸念はありますが、それによって効率化が図られて、将来的に勤務時間削減になるのではないのかという二つのことを思っております。コロナウイルスの対策全体としてみても、増えるところと減るところが出てくるのではないのか。多忙化改善という視点から考えますと、我々はどちらの方に大きく振れるのかというのをよく見ていかななくてはいけない。そういう意味で今後、7、8、9、10月あたりまで、じっくり数値を追いかけたいと思っております。

(徳田教育長)

今年度の国の補正予算で、小学校、中学校に1人1台の予算措置がされまして、各市町は今、購入手続きを進めています。全国一斉なので、今すぐにはなかなか入らないと思いますが、遅くとも年度内には入っていくということで、来年の4月からはもう1人1台の体制になります。それに対する研修は各学校で当然やらなければいけないため、なにがしかの対応はこれから必要になってくると思います。

そのためによく言われるのは、GIGA スクール構想というのは児童・生徒に個別最適な教育を提供できるツールだということと、それからいろいろなICTを使うことによって、先生方の業務の効率化に資すると、いろいろな面がありますので、様々な分野でそういったことをしっかり対応していく必要があると思っています。

(新家委員)

私は働き方改革という、残業を減らせという話で言っているふう聞こえる場合もあるのですが、そういう意味ではなくて、しっかりとした教えやすい教材を皆さん苦勞して作っていただいて、もっと子どもに接する時間というのが確保されると、やはり学校の先生としては素晴らしいのかなと。それを目指していただきたいなと思います。

(金田委員)

教職員課長には申し訳ないけれど、この資料を見ると虚しさが漂う。だんだん資料を作るのがうまくなってきているが、本質をすり替えては駄目で、国はこの資料を作らせて喜んでいたら大間違いです。財務省であれ、文科省は何かと言うとエビデンス、数値的な裏付けを出せと言っているのだと思うけれども、しかし彼らは何もできないのです。

今日の新聞に出ていましたよね。30人学級を総理が検討せよと言っているが、総理が言ったら慌てて彼らは動くでしょう。地方の教職員課の課長がこんなに資料を作るのがうまくなっても、彼らは身動きをしないのです。そこに大きな問題があるのです。

だから、やはり定数を確保する、標準法を変えていくという、こういう時代なのだとすることを教職員課の課長はアピールしたらいいのではないかと思います。濡れたタオルなら絞るのはいいのだけれど、今は乾いたタオルです。そんなものを絞るだけ絞っても、現場はかわいそうです。

もっとそういう視点でアピールをしていかれたらどうかと思います。石川県教育委員会も、標準法を変えてくれ、定数を増やしてくれという形で要望すれば、少しは良くなるのではないかとあって、いつもこの資料を見させてもらっています。大変素晴らしい資料で作るのがうまくなったと感じますが、教職員課は資料を進歩させても、物事の解決にならないという気がこのごろ強くしてきました。申し訳ない言い方していますが、ぜひ一丸となって、標準法を変えてくれ、そして定数を増やしてくれ、これが日本の教育を変える根本ですよということを、やはりアピールしていかなければならないと思います。

(徳田教育長)

今の発言は至極当然のことをごさいますして、最終的には定数改善がされないと、この分野は変わらないということで、我々もいろいろな場面を通じて県の国家重点でも当然やっていますし、それから全国知事会、あるいは全国教育長会議で要望しております。

ただ、増やしてくれ、増やしてくれではなく、私どもはあらゆる手立てをやってここまできたのだと、そういう具体のデータをお示しするという意味では、ただ要望だけするわけではなく、きちんとした取組をした上でやっているということは示せるかと思えます。全国的にもここまでやっているのは数少ないと聞いています。3年目ですので、またしっかりやっていきたいと思っております。

(徳田教育長)

以降の審議は非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第 23 号 令和 2 年第 4 回石川県議会定例会提出予定案件について

岡崎教育次長兼庶務課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案第 24 号 石川県社会教育委員の委嘱（任命）について

清水生涯学習課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案第 25 号 令和 3～6 年度使用石川県立中学校教科書の採択について

江尻教育次長兼学校指導課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案第 26 号 令和 3～6 年度使用石川県立特別支援学校中学部教科書の採択について

江尻教育次長兼学校指導課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

・ 閉会宣言

徳田教育長が閉会を告げる。